

シュティルナーの「所有」概念

——「おびやかされている所有」をめぐって——

鈴木 一男

はじめに

主著 *Der Einzige und sein Eigentum* におけるシュティルナー（一八〇六—一八五六）の「所有」概念の検討のいちいち、修士論文として別にまとめた。勢いシュティルナーを離れてでも「所有」という概念一般を考えるよい機会になった。ここではそれを踏まえて、更に彼の「所有」概念の中心を追うことにする。

中心というのは、「Besitz」でもなく、「Habe」でもなく、主著タイトルにもありテキスト上登場頻度も最も高い「Eigentum」という概念である。特に彼がそれを“*sein angefochtenes Eigentum*.”「そのおびやかされている所有」⁽¹⁾とまで言わざるを得ないのはなぜか、との問題意識を持って進むことにする。まずはその定義らしきから見てみる。「所有 (Eigentum)」とは、私のものである

ことだ⁽²⁾。」。「Eigentum」とは“*das Meinige*”であると簡潔に定義する。すると例えは『唯一者とその所有』というタイトルも『唯一者と私のもの』つまり『唯一者と唯一者のもの』となるようだ。ここで彼の当面の批判対象であったヘーゲル（二七七〇—一八三二）との対比を付け加えれば、「唯一者とその所有」は「世界史とその所有」の対極にある⁽³⁾。ではその「私のもの」の成り立ちを検討する。

Eigentum の多くの言い換え

シュティルナーは「Eigentum」の言い換えをいくつも行っている。その代表的な用例を見てみる。「しかし、その社会を完璧に利用しうるためには、私はこのものをむしろ、私の所有 (Eigentum)・私の創造物に転化させ、つまりはそれを覆滅し、

それに代えるにエゴイストの連合 (Verein) をもつてするのだ⁽⁴⁾。
“Eigentum” と “Geschöpf” を同格としてゐるように、“Eigentum” を「被造物」——創造物よりは被造物と訳したい——と言ひ換える。造られたもの、私によつて造られたもの、このことである。ここではある意味具体的に「社会を完璧に利用しようのために」をその譬えとしてゐる。筆者は機会ある度に、シュティルナーはアナーキズムではないと書いてきた。そもそもシュティルナーの発想には、社会をなくしたところでどうなるのだろうか、そこにはまた社会もどきができるだけではないだろうか、が確実に読み取れる。後半の「それに代えるにエゴイストの連合をもつてする」をより正確に訳せば、「社会の場所にエゴイストの連合を形作る」である。社会をなくせよりは、社会に憑かれるのである。またシュティルナーはエゴイズムでもない。「イズム」ではない、エゴイストである。もう少し付け加へれば、彼からすると、大方の私たちがほうが「エゴイズム」に映るようである。私のもの、私によつて造られたもの、をまた言ひ換える。「人間とは、男性とか女性とかいふのと同様に、ただ私の固有性 (所有 (Eigentum)) として何ものであるにすぎない⁽⁵⁾」。順序は逆だが “Eigenschaft” を直後に () を付け、その中で “Eigentum” としてゐる。つまり “Eigentum” とは「固有性」でもある。いずれにせよ男性と呼ばれることに、また女性と呼ばれることに、敏感すぎる昨今、たとえそう呼ばれることが嫌である

当人でも、どうしたことか「人間」と呼ばれないと落ち着けない。シュティルナーよりすれば、人間も男性も女性も皆同じ、「ただ私の固有性として何ものであるにすぎない」。筆者などはここで、人間と括ることの弊害をつい数え上げてしまふが、シュティルナーにはいわゆる倫理的発言は無縁である。ただ、人間なるものに憑かれていませんか、と言ひ放つ。「……それどころか、「おれはおれの生命 (所有 (Eigentum)) を高く売るので。敵に安い買物をさせたりはしないぞ」と叫ぶあの勇氣ある者のひそみにならうならば、そのとき、諸子は、共産主義とは逆のものを正しいものとして認識するのだ！ そして、そのときいわれるべきは、汝の所有 (Eigentum) を放棄せよ、ではなくて、汝の所有 (Eigentum) を価値化せよ、ということであるのだ⁽⁶⁾」。ここでは “Eben” の直後に () を付け、その中で “Eigentum” としてゐる。「生命」が “Eigentum” であるとは、いつも以上にストレートに響く。「汝の所有を放棄せよ」が共産主義に対応すれば、「汝の所有を価値化せよ」はシュティルナーの思想——できるだけ彼の意を汲んで思想とは言いたくないが——に対応する。ただし「高く」「正しいものとして」、つまりは「価値化」ほどシュティルナーに似合わないことはない。「価値化」とは憑かれることに同意である。であれば、ここは「価値化」との訳は拙い。“Verwertet euer Eigentum!” は「汝の Eigentum を価値化せよ」ではなく「汝の Eigentum を活用せよ」である。では

“Eigentum”を活用するとはどういうことなのか。

「たとえば、人類がいつか到達すべく魅惑の夢のようにして黄金の未来に置かれている、あの交通の自由は、私がこれを私の所有 (Eigentum) として私自身に先取りしているのであり、さしあたりは密輸の形でこれを行使しているのだ」。「魅惑の夢」「黄金の未来」とシュティルナーらからぬ理想郷蕪る言葉の中、「交通の自由」を「私の Eigentum として私自身に先取りしている」と言う。「Handel」「交通」とは、唯一者と唯一者との交わりのことであり、他の多くの箇所では“Verkehr”であり、先の“Verein”に同意である。ここで「交通の自由」は「私の Eigentum」であると言ふ切つてはいない。あくまで交わりである限り、彼一人の“Eigentum”がそれであっても用を為さないのである。さすがのシュティルナーも、彼自身の“Eigentum”に限らず、人類の、その一人一人の“Eigentum”を思うようである。でないとな交通自体が成り立たないからである。それにしてもなぜ“als mein Eigentum”「私の所有として」などと込み入った言い方になるのだろうか。「フィヒテは「絶対的」自我を云々するが、私は、私自身のことを、移ろいゆく自我のことを語っているのだ」。“das vergänglichlichen Ich”「移ろいゆく自我」と言うように、シュティルナーは“Eigentum”を「端的に」「私のもの」を「固定として捉えていないことは確かである」。

Eigentum に動詞形はないか

このことは“Eigentum”に動詞形のないことと関係しているのかもしれない。“Besitz-besitzen”“Habe-haben”という形ではないのである。個々の検討の前にこれら三つの言葉の関係を見てみる。「君はそれらのものを現実にも所有する (haben) ことを望み、それらを君のものと名付け、君の所有 (Eigentum) として所持する (besitzen) ことを望んでいるのだ」。(9) 二つでの「それらのもの」とは前文の“alle diese schönen Sachen”「すべてこれらの結構なもの」で、更に前段落中の“köstliche Speisen und schwellende Betten”「すてきな食べ物とよくよかなベッド」がその譬えである。注意したいのは「それらのもの」を“haben”したくもできなくとも、“besitzen”したくもできなくとも言っていない。“wollen”の話として挙げていることである。しかもまた“Eigentum として”そうすることをである。このような言い方になるのは、“haben”並びに“besitzen”の捉える事態に問題があるものと思われる。代表的な用例を一つずつ取り上げると。

「人はよく、皆でこの広間を占める [man habe diesen Saal gemeinschaftlich inne]、といういい方をするが、むしろ、広間がわれわれを占有している、もしくは、その中に所有している (hat)、という方が当たっている。社会という言葉の自然的意味も

およそそのていどだ⁽¹¹⁾。観光地に出掛け人の多さに驚きながら、
トナーに一言「oh, we have many people!」である。確かに
私たちはたくさんの人たちを所有したが、冷静に見つめれば
たくさんの人たちが私たちを所有している。所有したはずが所有
されているという反転が、「haben」の意味での所有にはある。
「haben」を仮に「自分のもの以前に与えられている」という意味で
所有する」と規定しても、与えられているに對して奪われている
事態は即「自分のもの以前に奪われている」という意味で所有す
る」にならざるを得ないのである。ここから先の「現実には haben
することを望む」を読み返すと、いかにシュティルナーがその事
態を真摯に、「私のもの」と捉えようとしていたかが分かる。彼
の社会に重きを置かない社会の捉え方もよく見えるところである。
また「思想が君を臣伏し、感憤・魅了しきるとき、君はそれを真
なる思想と見なすのだ。君にたいする思想の支配が、その真理
性を君に証し、思想が君を所持し (Besitzen)、思想によつて君が
憑かれる (besessen) とし、そこにあつて君は幸福と感ずるのだ。
けれど、そのとき、君は君の——主人とそして親方とを見出すわ
けだからだ⁽¹²⁾。思想とは「thought」つまり「考えたこと」であり
「考えること」ではない。冷静に振り返ると、シュティルナーの
指摘のとおり、普段私たちはさまざまなレベルで思想に憑かれて
いるようである。すべての争いの始まりもまたここにあるのでは
ないだろうか。所有したはずが所有されているという反転が、

「Besitzen」の意味での所有にもある。「besitzen」を仮に「自分の
ものとして手に入れる」という意味で所有する」と規定しても、手
に入れるに對して手を放す、事態は即「自分のものとして手を放
す」という意味で所有する」にならざるを得ないのである。そこで
彼は主著第一部を使い、人間がいかに憑かれて来たかを、歴史的
にくどくどと繰り返す。その中ほどには「Die Beessenen」憑か
れた者たち」とのタイトルも見える。

「Eigentum」を仮に「そもそもが自分のものである」という意味で
の所有」と規定しても、それで事が済むわけではない。所有する
という行為の実際はどうしても「besitzen」あるいは「haben」で
あり、時に「haben」や「besitzen」が顔を出し、「そもそもが自分
のものである」という意味での所有」を「私の」「そもそもが自分
のものである」という意味での所有」と言わねばならない事態が頻
繁に起こるのである。「国家は、私にはなく国家に適合した教
育・教化を私にあたえ、そしてたとえば、法を尊重すること、国家所
有 (Staatseigentums) (つまりは私的所有 (Privateigentums))
の毀損を抑制すること、神とこの世の尊嚴をうやまうこと、等々
を私に教える」。国家所有が私的所有であるとは、国家所有が国
家の私的所有であるということである。「Eigentum」とは意外に
も「私の」に限って使われる言葉ではなく、「国家の」等にも
「そもそもが当のものである」という意味での所有」として使われ
る。しかしそこにはシュティルナーにとっては、そもそもが自分

のものが例えば国家のものごとくに取り扱われているという厭うべき事態が頑としてある。「誇りが何らかの過大評価を表現する場合もあるということにはさておいて、それを単に意識と解した場合、ある国民に「帰属する」、つまりその国民の所有 (the Eigentum) であるという誇りと、ある民族性を自らの所有 (sein Eigentum) とよぶ誇りとの間には、途方もない隔りが見出される」。「ある国民に「帰属する」、つまりその国民の所有であるという誇り」と「ある民族性を自らの所有とよぶ誇り」との違いである。自らが「Nation」の「Eigentum」であるとするのか、「Nationalität」を由ひの「Eigentum」とするのか。すぐ後に「民族性とは私の特性 (Eigenschaft) であるが、これに反し国民は私の所有者であり主人である。」と続く。気付くと「mein Eigentum」は国家の所有また国民の所有となっている。所有したはずが所有されているという反転には、更に反転させ、反転したらまた反転させ、どうしても名詞として固定させることが必要である。「Eigentum」とはそんな流動概念であるとは言えないだろうか。

Eigentum と mein Eigentum

「では、私の所有 (mein Eigentum) とは何であるか？ 私の力 (Gewalt) の内にあるところのものより以外の何ものであろうか！ いかなる所有 (welchem Eigentum) にたいして、

私は権利を有するか？ 私がそれになりたいして——権能「力」を有する (ermächtigt) とごろのすべてのものにたいして、た」。「mein Eigentum」それは「私の力の内にあるところのもの」である。そして「力」だが、シュティルナーはまた「力」という概念も多用する。およそその能力面を強調する時には「Macht」、その破壊面を強調する時には「Gewalt」である。細かい検討は課題としたいが、別のところに「Macht—das bin Ich selbst」とあるので、「力」を「私自身」とすれば、「mein Eigentum」は「私の私自身の内にあるところのもの」となる。更に「mein」を取り去れば「私自身の内にあるところのもの」が「Eigentum」の言い換えになる。では改めて「Eigentum」を「mein Eigentum」とまで言わなければならぬ、差し迫った事情を検討する。自らの事情と外からの事情とにおよそ分けられる。

「それがどんなものであれ、一つの利害関心は、私がそれから脱れえないかぎり、私において一人の奴隷を手にいれたのであり、それはもはや私の所有 (mein Eigentum) ではなく、私がそのものの所有 (das seine) となる。だから、われわれは、われわれのどんな部分も固定化させることなく、ただ——分解することだけを良しとすべし、という批判主義の示唆を受けいれることとしよう」。「われわれのどんな部分も固定化させることなく」とは「keinen Teil unsers Eigentums stabil werden zu lassen」なので、正確には「われわれの所有のどんな部分も固定化させ

ることなく」である。「Eigentum」も固定化させると私の「Eigentum」ではなく、私があるものの「Eigentum」となるという。「Eigentum」とは流動概念である一度まとめたが、ではなぜそれが固定化するのだろうか。「それがどんなものであれ、一つの利害関心は、私があるから脱れえないかぎり、私において一人の奴隷を手にいれたのであり」、私はそれに憑かれ奪われる。いつもであれば「奴隷を」ではなく「主人を」のはずである。いずれにせよシュティルナーは、ここで、敢えて「Eigentum」を問うのである。常に絡め取られざるを得ないその中で、真摯に「私のあるもの」を問うのである。そしてその厄介さは、外からの事情によることも、また輪を掛けて大きい。

「本源的に私のものであって、しかも偶然的・本能的にそうであったところのもの、それが人間なるものの所有 (Eigentum des Menschen) として、私に貸しあたえられるのだ。私は、愛したことで封禄者となり、人類の臣下、この類の単なる一サンプルとなり、私として愛するのではなく、人間として、人間サンプルとして、つまりは人間的に愛の振舞いをする、というわけだ⁽¹⁸⁾」。「そもそもが自分のものであるという意味での所有」が取り込まれて行く様子がダイレクトに語られる。「本源的に私のものであり換えれば「mein Eigentum」が「Eigentum des Menschen」になる。決して喜んでいられる事態ではない。そこでの「本源的に私のものであり」はどうなるのか。「das wurde Mir als Eigentum

des Menschen verliehen」とあるので、「それが人間なるものの所有として、私に貸しあたえられる」ではなく「それが人間なるものの所有として、私に授けられた」と読める。貸し与えられるのであれば、断り、いずれ返すこともできる。しかし授けられた、しかも神の為すがごとく、授けられたのであれば、断ることはできない。私たちは「Mensch」「Menschen」また「Menschheit」として生きていると言う。しかし一方でそう括ることでの不都合はないだろうか。シュティルナーは何も特殊なことを言っているのではない。どうして私を見ずに人間を見るのか、どうしてこの私を「ただ一人の私」と見ずに「人間として」見るのか、と繰り返しているようである。つまり「Eigentum」とは、所有することの所有、いわゆる所有の所有というメタ概念であるとは言えないだろうか。

形容詞等の更なる追加

以上のような「Eigentum」は、単に「mein」を付ける再確認に留まらず、時に形容詞が間に入り込む。「そしてまた、私に奪取する権利ある・つまりは——力あるかぎりまで、私は私の現実的所有を及ぼすのだ⁽¹⁹⁾」。例えば、「mein wirkliches Eigentum」「私の現実的所有」となる。その前に「こはかなり横暴な言い方のようにも聞こえるので、「私は私に受け取る権限を与える。つまり、力ある限り私の現実的所有を達するがままにさせておく。」

と訳し直しておく。また「それらはすべて、譲りうるもの
[veräußerlich]」であり、私の譲渡可能な所有であるにすぎず、
私によって創られもすれば亡ぼされるのだ²⁰⁾。例えば「mein
veräußerliches Eigentum」「私の譲渡可能な所有」となる。後
半の「私によって創られもすれば亡ぼされる」は名訳だが、
原文に忠実には「私によってうってつけに打ち砕かれる」までで
ある。いわゆる所有のメタ概念であるとしてみた「Eigentum」だ
が、ここでは更にそのメタ性も問題になっている。打ち砕く、す
るとまた反転して、「mein wirkliches Eigentum」をいかに実現
させるのかとなる。

「真理なる亡霊は、私の所有 (Eigentum Meiner) としてはじ
めて安息に至るのであり、それら亡霊どもは、それからいまわ
しい実存がとり去られて、私の所有 (Eigentum Meiner) とな
るその時にはじめて、それらは現実的であるのだ²¹⁾。ここでの
「私の所有」は「すれも、いづもの“mein Eigentum”ではない。
“Eigentum Meiner”であり、“Eigentum”と“Meiner”とは同格
になっている。つまり「私の所有」との訳ではいけない。「所有
すなわち私のもの」である。とうとう「Eigentum」との概念では
収まりが付かない様子である。すぐ後に「真理は自己発展し、支
配し、自己を貫徹し、歴史(または概念)が勝利する、などと
いったことがもはや謳われなくなるときにはじめて、それらは現
実的となるのだ。」と続き、実際はここもかなりヘーゲルを意識

しての、意識してと言うよりは、むしろうなされての言葉のよう
に思われる。

例句の果てには、問題は「Eigentum」ではなく、その疎遠化を
言い出す。「一般に、己れ自身の所有 (sein Eigentum) につい
て怒る者はなく、疎遠なる「他者の」所有 (fremdes) について
人は怒る。真実のところ、人が攻撃するのは所有 (Eigentum)
ではなく、所有の疎遠化「疎外」(Entremdung des Eigentums)
なのだ²²⁾。ここでの「Eigentum」に先に検討した言い換え、例え
ば「固有性」「生命」をあてはめると分かりは易い。筆者自身、
確かに、己れ自身の「固有性」については怒らないが、疎遠であ
る己れ自身の「固有性」については是非怒りたい。是非怒りたい
と言うのも変だが、これが画一化・平均化ということであれば、
とんでもないと考える。また、真実のところ、人が攻撃するのは
—— *angereifen* なのでそれも可能だが、「つかむのは」と訳した
い——「生命」ではなく、「生命」の疎遠化である。このことが
「生きている」との実感のなきに通じるのであれば、輪を掛けて
とんでもないと考える。画一化・平均化反対！ 生きていく実
感を取り戻せ！……しかし、繰り返すが、シュティルナーには
倫理的発言は一切見られない。これでは見事にそれらに憑かれる
ことになる。

大変遅くなったがシュティルナー自身の問題意識とは何だった
のだろうか。「私の課題であることを要するのは、私がいかにし

て普遍的に人間的なるものを現実化するか、ではなくして、私がいかにして私自身を充足するか、なのだ。私は私の類で在り、規範も、法も、手本もなしに、私は存在するのだ。ありうるのは、私が私自身からごくわずかのものを創りうるにすぎないということだ。しかし、このわずかなことはすべてであり、私が、他者の力によって、道義の、宗教の、法の、国家の、等々の調教者によって私自身から創りださせるものよりは、はるかにましなのだ⁽²⁴⁾。そう言い放つ。

おわりに

“Eigentum”と云い、「私のもの」等々と言ひ換え、私が私自身からごくわずかのものを創りうるにすぎないということ”を言う。このシュティルナーの所有の所有という、果敢な同時に無謀な試みは、筆者自身の問題関心に重なり、どうしても無視できないでいる。しかし現時点ではそれが成功しているとは言い難い。冒頭に上げた“sein angefochtenes Eigentum”⁽²⁵⁾「そのおびやかされている所有」との言葉が、やはり一応のまとめとなるだろう。——それでも彼はなお食いだがる。「社会主義者も、所有 (Eigentum) を排しながら、所有 (dieses) が自己性 [Eigenheit] においてなお確実に持続されることをみながった。そもそも、単なる金や財貨だけが所有 (Eigentum) なのであるうか、それとも、意見なるものもすべて私のもの・一の自己的な

ものなのではあるまいか⁽²⁴⁾。「社会主義者も、所有を排しながら」とは「社会主義者は「私のもの」を社会のものとしたが」という意味である。しかしいかに社会主義者がそうしようと、私のものはどっこい生きていると言う。前半をより正確に訳せば「Eigentum は Eigenheit において持続を確保する」ここを見ていないと言うのである。「Eigentum」のもとに「Eigenheit」が“setzen”するのではない⁽²⁵⁾。「Eigenheit」のもとに“Eigentum”が“setzen”するのである。

シュティルナーは主著第二部の後半をだいぶ過ぎたあたりから“Genuß”「享受」という言葉を俄に多用し、その鎮静化に向かう。“Mein Selbstgenuß”「私の自己享受」とのタイトルも見える。今までの延長上にありながら、世界とのかかわり方が明らかに違っている⁽²⁵⁾。筆者の次の研究課題としたい。

(1) Max Stirner: Der Einzige und sein Eigentum, Reclam, 1991, S. 287.

訳文は、片岡啓治訳『唯一者とその所有』上・下(現代思潮社一九八二)によった。なおその引用文中の(一)とその中のドイツ語は、直前の語に対応するものとして、筆者が便宜的に加えたものである。

(2) Ibid., S. 274.

(3) 片岡啓治訳『唯一者とその所有』下 三四二頁解説

ない、享受しうるものである。

(すぎき・かずお、西洋哲学、東京学芸大学大学院)

- (4) Ibid., S. 196.
- (5) Ibid., S. 199.
- (6) Ibid., S. 352~353.
- (7) Ibid., S. 367.
- (8) Ibid., S. 199.
- (9) 「Ich eigen...」の形はないという意味。「aneignen」「eigen sein」についての用例はある。
- (10) Ibid., S. 171.
- (11) Ibid., S. 239.
- (12) Ibid., S. 397.
- (13) Ibid., S. 246.
- (14) Ibid., S. 270.
- (15) Ibid., S. 284.
- (16) Ibid., S. 230.
- (17) Ibid., S. 157.
- (18) Ibid., S. 323.
- (19) Ibid., S. 285.
- (20) Ibid., S. 402.
- (21) Ibid., S. 398.
- (22) Ibid., S. 353.
- (23) Ibid., S. 200.
- (24) Ibid., S. 141.
- (25) 例をみれば Ibid., S. 356.

「私は、自由を望むものでもなく、人間の平等を望むものでもない。

私はただ、世界にたいする私の力を望むのであり、世界をして私の

所有 (Eigentum) たらしめんと望み、すなわち世界を享受しうる

もの (genießbar) たらしめんと望むのだ」。所有しうるものでは